

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延に伴い、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税や地方交付税などの一般財源が激減すると予測される。

本市をはじめ各地方自治体では、医療・介護、子育て、地域の防災・減災、地域経済への支援等、喫緊の課題への対応とともに、長期化する感染症対策にも迫られ、かつてない厳しい財政状況に陥ることは明らかである。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

- 1 地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税や地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 3 税源の偏在性が小さく、安定した税収が見込める地方税体系の構築に努めるとともに、国税や地方税の政策税制について、積極的に整理合理化を図り、新設や拡充、継続するに当たっては、その有効性並びに緊急性を厳格に判断すること。
- 4 固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であるため、制度の根幹に影響するような見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時かつ異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来は国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

三浦市議会議長 草間道治

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／経済産業大臣／経済再生担当大臣／  
まち・ひと・しごと創生担当大臣